



ゆうぎくん

暴追とちぎ

第63号

平成30年7月



CONTENTS

| | |
|----------------------|----|
| 新理事長のごあいさつ | 1 |
| 刑事部長のごあいさつ | 2 |
| 暴力追放県民センターの活動状況 | 3 |
| 行政・企業対象アンケート結果 | 5 |
| 暴力団等に対する基本的対応要領 | 7 |
| 栃木県暴力団排除条例Q & Aシリーズ④ | 8 |
| お知らせ | 10 |

更生の
誓いに差し出す
支援の輪

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内 TEL 028(627)2995



就任のご挨拶

公益財団法人

栃木県暴力追放県民センター

理事長 村上 芳 弘

本年5月28日付けで理事長に就任いたしました村上芳弘でございます。「暴追とちぎ」の誌面をお借りしてご挨拶させていただきます。

皆様には、平素から、栃木県暴力追放県民センターの事業や運営に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。特に、財源確保に特別のご支援を頂いている機関、団体そして、賛助会員の方々には、重ねて感謝申し上げます。

さて、今、社会における暴力団排除が急速に進む中、昨年末の全国の暴力団勢力は、約34,500人と毎年減少の一途をたどっており、統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しました。また、本県においても約790人と8年連続で減少しています。

この要因には、組織の分裂や紛争に見られるように暴力団組織内の統制力の低下などが考えられますが、何と云っても、法令による暴排インフラの整備、警察力による強力な取締り、社会全体での反社会的勢力との関係遮断に向けた各種の取り組みなどがあると思います。これらにより、近年、暴力団による事件やトラブルも減少し、暴追センターへの暴力相談件数も減少傾向にあります。

しかし、一方で、暴力団の「潜在化」「不透明化」「偽装化」という危険性を示す実態がありますし、警察による検挙や中止命令が示すとおり、暴力団は巧妙に手口を進化させながら、みかじめ料などの暴力的要求行為、特殊詐欺、覚せい剤などの違法薬物事件といった昔ながらの資金獲得活動も未だに続けています。

これらを踏まえ、当センターとしましては、表面的な数字や情勢に一喜一憂することなく、今後も、警察、弁護士会をはじめ、関係機関・団体との連携をより強化し、効果的な活動を展開しながら、社会の敵である暴力団の壊滅に向けて職員一同一層の努力をしてまいりますので、引き続き、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様の益々のご健勝、ご多幸をお祈りし、就任のご挨拶とさせていただきます。



ご挨拶

栃木県警察本部

刑事部長 赤坂 浩

皆様には、普段から暴力団排除活動をはじめ、警察活動の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、このほど御退任された菊池功前理事長には、暴排活動の牽引役として30年の永きにわたり御尽力をいただきました。長年の御労苦に心から感謝申し上げます。

さて、現下の暴力団情勢につきましては、近年全国的に暴力団勢力の減少が続いており、平成29年末の構成員数が、統計の残る昭和33年以降最少となるなど、皆様の御協力の下、官民一体となって進めてきた活動が徐々に実を結びつつあります。

しかしながら、最大の指定暴力団である六代目山口組から神戸山口組が分裂して抗争状態にある中、更に任侠山口組が分裂して三つ巴の対立状態になっており、県内においてもこれら傘下団体の蠢動しゅんどうが把握されるなど厳しい情勢が続いています。

また、依然として、みかじめ料や用心棒料を名目にした恐喝事件や不当要求事案が散見されるほか、暴力団構成員や周辺者による覚せい剤等の薬物事犯の検挙が後を絶たないなど、暴力団の存在が県内の治安を脅かす要因の一つになっています。

このような情勢を受け、県警察では、暴力団による犯罪の徹底検挙や、中止命令をはじめとする行政命令の効果的な活用とともに、地域・職域と一体になった暴排活動を進めているほか、被害者に対する保護活動、更には組織からの離脱を希望する構成員の支援等にも積極的に取り組んでいます。

今後とも、暴力団による不法行為の防遏ぼうあつと暴力団を恐れることのない社会作りに全力を尽くしてまいりますので、皆様には、暴力団排除活動に対するより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県暴力追放県民センターの益々の御発展と、皆様の御健康、御多幸を祈念し、挨拶といたします。

●栃木県暴力追放県民センターの活動状況●

(1月～6月)

●平成29年度第3回理事会の開催

3月23日 平成29年度第3回理事会を開催し、平成30年度事業計画（案）及び平成30年度収支予算（案）の議案2件を議決、役員を委嘱する同意1件についても承認されました。



●平成30年度定時評議員会の開催

5月28日 平成30年度定時評議員会を開催し、平成29年度事業報告及び収支決算報告、定款の一部改正、理事、監事、評議員、評議員会長選任等の議案7件を議決、役員（顧問）の委嘱について報告しました。
なお、實川会長の退任に伴い、新会長に岩澤理夫評議員が選定されました。



●平成30年度臨時理事会の開催

5月28日 平成30年度臨時理事会を開催し、理事長（代表理事）及び専務理事の選定がなされ、退任した菊池功前理事長の後任に、村上芳弘理事が新理事長に就任しました。その他、差止請求関係業務に係る検討委員の選任、参与を委嘱するための同意等の議案3件が承認されました。

● 栃木県暴力追放県民センターの活動状況 ●

● 「県民の日」記念イベントへの参加

6月16日 栃木県庁で開催された「県民の日」記念イベントに当センター会長福田富一知事も参加し、暴力団追放の広報啓発活動を行いました。



● 弁護士相談の日 ●

毎月第3水曜日、当センターに栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士が待機し、無料で相談を受けています。

民暴事案に詳しい弁護士が相談を受けますので、お困りの方は、是非ご利用ください。

なお、8月は22日(水)に変更になっていますのでご注意ください。

無料
秘密厳守 **弁護士相談の日**
毎月第3水曜日 午後1:30~午後3:30

暴力団からの民事介入でお困りの方は
お気軽にご相談下さい。

公益財団法人
栃木県暴力追放県民センター
宇都宮市昭和3丁目2番8号
しもつけ会館1階 (旧アーバンしもつけ)



相談電話 028-627-2600

行政・企業対象アンケート結果

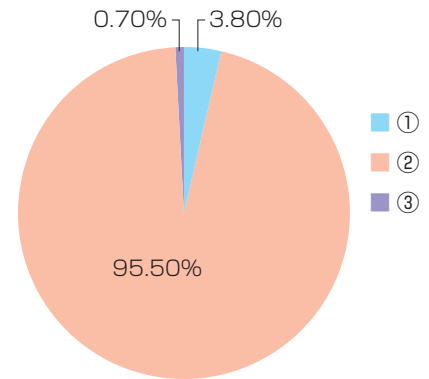
公益財団法人栃木県暴力追放県民センター

◆実施期間*平成29年中 ◆受講人員1,581人 ◆集計人員1,460人 (回答率92.3%)

問1

過去3年以内に不当要求を受けたことがありますか？

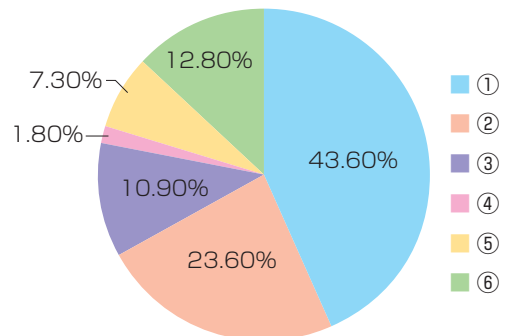
| | |
|------|--------|
| ①ある | 3.80% |
| ②ない | 95.50% |
| ③無回答 | 0.70% |



問2

不当要求の回数は何回でしたか？

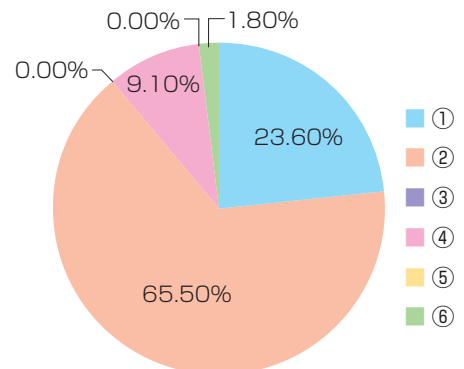
| | |
|-------|--------|
| ①1回 | 43.60% |
| ②2回 | 23.60% |
| ③3回 | 10.90% |
| ④4回 | 1.80% |
| ⑤5回以上 | 7.30% |
| ⑥無回答 | 12.80% |



問3

不当要求を受けたとき誰が対応しましたか？

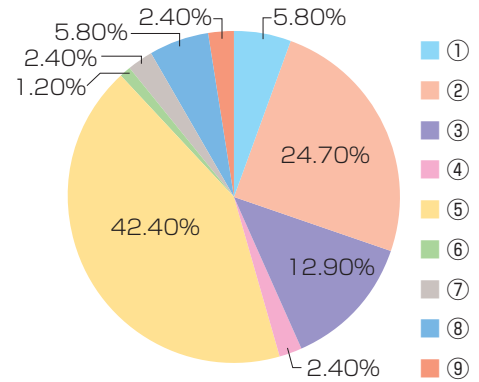
| | |
|------------------------|--------|
| ①私一人で対応した | 23.60% |
| ②私を含む組織で対応した | 65.50% |
| ③会社（組織の長）のトップが対応した | 0.00% |
| ④組織で指定された対応責任者が、主に対応した | 9.10% |
| ⑤弁護士等の第三者が対応した | 0.00% |
| ⑥無回答 | 1.80% |



問4

不当要求を受けた際、誰かに相談しましたか？ (複数回答可)

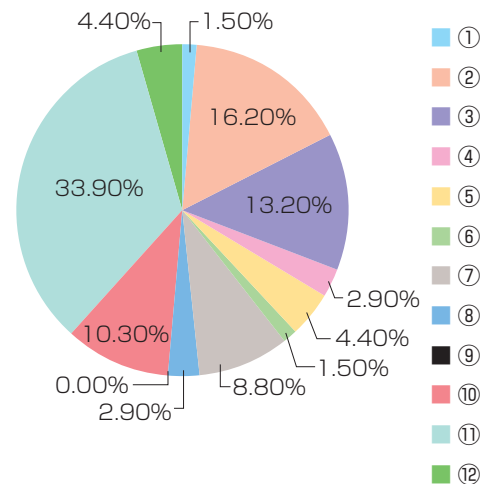
| | |
|-----------------|--------|
| ① 誰にも相談しなかった | 5.80% |
| ② 警察に相談した | 24.70% |
| ③ 弁護士に相談した | 12.90% |
| ④ 暴迫センターに相談した | 2.40% |
| ⑤ 上司に相談した | 42.40% |
| ⑥ 暴力団関係者に相談した | 1.20% |
| ⑦ 暴迫センター以外の相談窓口 | 2.40% |
| ⑧ その他 | 5.80% |
| ⑨ 無回答 | 2.40% |



問5

要求の内容はどのようなものでしたか？ (複数回答可)

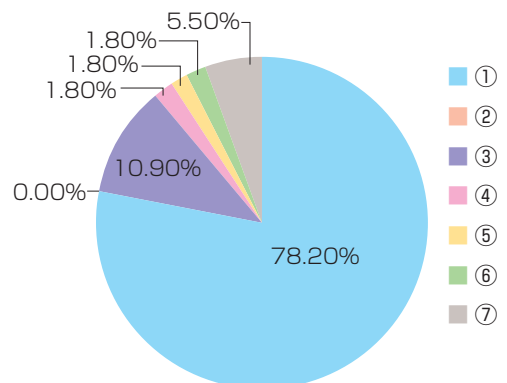
| | |
|----------------------|--------|
| ① スキャンダル等の口止め料 | 1.50% |
| ② ミスに対する謝罪要求や高額賠償要求 | 16.20% |
| ③ 行政官庁へ通報する等との威迫行為 | 13.20% |
| ④ 寄附金・賛助金の要求 | 2.90% |
| ⑤ 機関誌（紙）、書籍等の購読要求 | 4.40% |
| ⑥ 工事等下請け参入、資機材納入等の要求 | 1.50% |
| ⑦ みかじめ料、用心棒代などの要求 | 8.80% |
| ⑧ 示談介入 | 2.90% |
| ⑨ 施設の利用要求 | 0.00% |
| ⑩ 行政官庁への不当要求 | 10.30% |
| ⑪ その他 | 33.90% |
| ⑫ 無回答 | 4.40% |



問6



相手の要求にどのように対応しましたか？

| | |
|----------------------|--------|
| ① 要求を拒否した | 78.20% |
| ② 要求に応じた | 0.00% |
| ③ 要求の一部に応じた | 10.90% |
| ④ 最初は拒否したが、その後要求に応じた | 1.80% |
| ⑤ 交渉中 | 1.80% |
| ⑥ その他 | 1.80% |
| ⑦ 無回答 | 5.50% |



暴力団等に対する基本的対応要領

平素の準備

- | | |
|---|--|
| <p>① トップの危機管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。 ★ 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。  | <p>② 体制作り</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておく、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。 ★ 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。 ★ 対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。 |
| <p>③ 暴力団排除条項の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、 <ul style="list-style-type: none"> ○暴力団等反社会的勢力とは取引しない ○取引開始後反社会的勢力と判明したなら、解約すること ★ などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。 | <p>④ 警察、暴追センター、弁護士等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ 警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。  |

有事の対応(不当要求対応要領)

- | | | |
|--|---|--|
| <p>① 相手を確認する</p>  | <p>② 用件を確認する</p>  | <p>③ ここに有利な対応場所を選定する</p>  |
| <p>④ 湯茶の接待はしない</p>  | <p>⑤ 対応の人数は相手より多い人数</p>  | <p>⑥ 対応の内容を詳細に記録化する</p>  |
| <p>⑦ 対応時間を明確に区切る</p>  | <p>⑧ 言動に注意する</p>  | <p>⑨ 相手には、即答や約束をしない</p>  |
| <p>⑩ 書類の作成署名押印はしない</p>  | <p>⑪ トップは対応しない</p>  | <p>⑫ 機を失せず警察に通報する</p>  |

栃木県暴力団排除条例 Q&Aシリーズ ④



栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員会

委員 阿久津 正 巳

【事例】

私は、一昨年に亡くなった父から土地と建物を相続しましたが、私自身が使う予定はなかったの
で、不動産業を営む友人に、買い手が借り手を探すよう依頼しました。すると、暴力団の事務所と
して使うために、相場より少し高く買うか、借りたいという人がいたようです。



暴力団の事務所として使われることを知って不動産を売ったり貸したりする
ことに問題はないでしょうか。

条例16条1項に抵触し、条例違反となります。

条例16条1項には、「県内に所在する不動産の譲渡又は貸付けをしようとする者
は、当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、当該不動産の譲渡
等に係る契約をしてはならない。」と規定されています(一部省略)。

ですから、本件で、暴力団の事務所として使用されることを知りながら土地と建物
を売ったり、貸したりした場合には、条例16条1項に違反することになります。



暴力団事務所として使用されることを知って不動産を売ったり貸したりした
場合、どんなペナルティが科されますか。

売主や貸主に対し、行政的措置(20条、21条、22条)がとられることがあります。

具体的には、栃木県公安委員会において条例違反事実の有無を確認するため、売
主や貸主が、栃木県公安委員会から、説明又は資料の提出を求められることがありま
す(20条)。

また、栃木県公安委員会から、違反行為の是正や再発防止を求める勧告がなされ
ることもあります(21条)。

さらに、違反行為者が、説明・資料の提出を拒んだり、虚偽の説明をしたり、勧告に従
わず、違反行為を繰り返したような場合には、栃木県警察ホームページや栃木県公報
等により、氏名、住所及び違反事実等について、公表されることもあります(22条)。





斡旋した不動産業者の友人は条例に抵触しないのでしょうか。

条例17条2項に抵触し、条例違反となります。

条例17条2項には、「不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者」は「当該不動産が暴力団事務所の用に供されることを知りながら、当該不動産の譲渡等の代理又は媒介を行ってはならない。」と規定されています。

ですから、本件で、暴力団の事務所として使用されることを知って不動産売買や賃貸の媒介をした友人も、条例17条2項に違反することになります。そして、この場合、売買や賃貸の媒介をした友人に対しても、売主や貸主に対するのと同様に、行政的措置(20条、21条、22条)がとられることがあります。



それでは、売ったり貸したりした不動産が、暴力団の事務所として使われないようにするために、どのように対策すべきでしょうか。

条例16条2項では、不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、①当該不動産を暴力団事務所の用に供してはならないこと、②前記①に違反する事実が判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができることを、その内容に含むよう努力することが求められています。

したがって、売ったり貸したりした不動産が暴力団の事務所として使われないようにするために、契約に上記①②の条項を盛り込むべきです。

こうすることによって、売却または貸した不動産が暴力団事務所として使われたことが判明した場合に、契約を解除して売買契約や賃貸借契約の効力を無くしたり、当該不動産の買戻しができるようになります。

また、上記のような条項を入れていなかった場合でも、事後的に契約の効力を否定することができる場合もありますので、警察、暴迫センター、弁護士会の民事介入暴力対策委員会などに相談することをお勧めいたします。



お知らせ

企業防衛セミナーの開催について

日時 平成30年11月6日（火曜日）
午後1時30分から午後3時30分まで

場所 宇都宮市立南図書館
（サザンクロスホール）
宇都宮市雀宮町56番地1
（JR雀宮駅下車徒歩5分）



公益財団法人栃木県暴力追放県民センターと栃木県警察本部において、暴力団員の犯罪行為による被害の未然防止及び暴力団排除の意識高揚を図るため「企業防衛セミナー」を開催します。賛助会員対象ですが、一般の方の入場も可能です。

お問い合わせは

栃木県暴力追放県民センター ☎028 (627) 2600

暴力団等反社会的勢力に関する事でお困りの方は
弁護士が相談に応じます **（無料・秘密厳守）**

民事介入暴力一日相談所

◆日時 **11月9日** 金

午後1:30～午後3:30

◆場所 佐野市勤労者会館2階会議室A
佐野市浅沼町796



お問い合わせは

栃木県暴力追放県民センター
栃木県警察本部組織犯罪対策第一課

☎028 (627) 2600
☎#9110

暴力団に関する悩み、困りごとは

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター へご相談ください

相談電話 028-627-2600

事務局 宇都宮市昭和3丁目2番8号 しもつけ会館内

TEL 028-627-2995 FAX 028-627-2996 URL <http://www.boutsui-tochigi.or.jp/>

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。



賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

(公財)栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章(プレート)、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

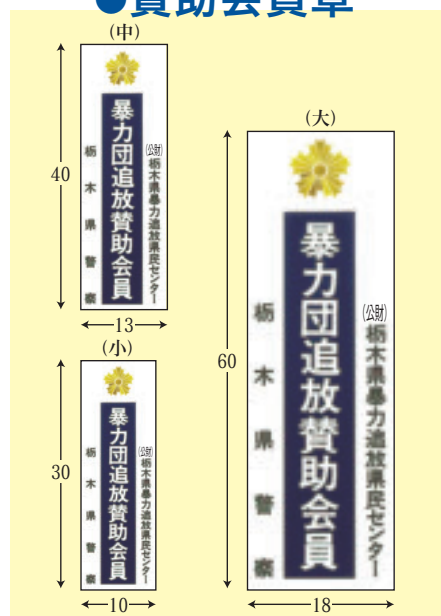
センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置(控除の対象)を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除*の対象となります。
*税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。

●賛助会費 年額 (口数の制限はありません。)

法人・団体 1口 10,000円
個人 1口 5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章



暴追とちぎ平成30年7月号(通巻63号)表紙写真

「夏日に咲く」

撮影地の「栃木市つがの里ふるさとセンター」は東京ドーム5個分の広大な敷地を持つ公園です。季節ごとにカタクリ、桜、紫陽花、蓮、スイレンと様々な花を見ることが出来ます。特にハスの花が写真愛好家の間で人気です。最近ではスイレンも池の半分を占めるようになっています。池の中央には通路があり、ハスやスイレンを間近で見ることが出来ます。アスレチックなど子ども向けの遊具も充実していて1日遊ぶことのできる公園です。

撮影者 会社員 秋本悦男氏